

## 出勤者数の削減に関する取組内容の公表 (No. 14)

(一社)日本マリーナ・ビーチ協会

令和4年4月6日

出勤者数の削減については、令和3年12月に新規感染者数の顕著な減少などが認められたため、令和4年1月より通常の勤務体制に戻すこととしましたが、年末からの再拡大に伴い、1月12日より「出勤当番制」とし、改めて出勤者数の削減に取り組むこととしました。

### (1) 定量的な取組内容

算定の対象とする職員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な社員（職員7名全員） ・ 出向者を含む	出勤者削減率 60%	出勤者削減率 39% (R4.3.1～ R4.3.31)

### (2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none"><li>・ テレワーク用のノートパソコンを導入</li><li>・ テレワーク実施者にWiFiを貸与</li><li>・ オンライン会議システム等のIT環境を整備</li><li>・ テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定</li><li>・ 会議や研修のオンライン化に努める</li><li>・ 緊急事態宣言解除後もテレワーク推進を再周知</li></ul>
出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有給休暇の取得奨励</li><li>・ 時差出勤の奨励</li></ul>